

浜松市ごみ収集に関する要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、ごみの収集作業の安全及び効率を確保するため、浜松市一般廃棄物処理実施計画（以下「計画」という。）で定める収集に支障がないと認めるごみ集積所の基準、ごみ収集の申請等に関することについて、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する条例（以下「条例」という。）、浜松市廃棄物の減量及び資源化並びに適正処理等に関する規則及び計画によるほか、本条各号に定めるところによる。

- (1) ごみ 条例第2条第2号に定める家庭系廃棄物をいう。
- (2) ごみ集積所 計画に基づき市及び市から収集又は運搬の委託を受けた者がごみを収集するまでの間、ごみを一時的に仮置きするための場所又は施設をいう。
- (3) 一時保管用構築物 ごみ集積所用地内のごみを一時的に仮置きするための構築物をいう。
- (4) 所管事業所等 当該ごみ集積所の所在地を所管する清掃事業所等(別表1)をいう。
- (5) 許可業者 一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬業者をいう。

(ごみ集積所の利用及び管理)

第3条 ごみ集積所は、自治会、町内会、共同住宅の管理者等が設置し、維持管理するものとする。

- 2 ごみ集積所の利用者は、計画に定める分別の区分及び排出方法に従い、ごみの排出を行わなければならない。
- 3 ごみ集積所の利用者は、協力してごみ集積所の管理方法等を定め、ごみ集積所の維持管理及び清潔保持に努めるものとする。
- 4 一時保管用構築物の設置及び維持管理については、利用者の負担及び責任において行うものとする。
- 5 ごみ集積所用地内の一時保管用構築物に施錠を行う場合は、鍵を使用しない番号式等の錠を用いるものとする。なお、ごみ集積所の設置者は、錠の使用開始前に開錠番号等を報告するものとし、ごみ集積所の設置者又は利用者が収集日に開錠するものとする。

(ごみ収集等の申請)

第4条 ごみ集積所の設置者は、設置したごみ集積所からのごみ収集の開始、変更又は終了について、希望する日の2週間前までにあらかじめ所管事業所等に連絡のうえ、ごみ収集に関する申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類及び図面を添えて、市長に申請するものとする。

- (1) 付近見取り図（案内図）

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(申請書の審査等)

第5条 前条に規定する申請書の提出があったときは、市長は速やかに、申請が関係法令、計画及び本要綱に適合するかを審査し、適当と認める場合、収集の開始、変更又は終了を承諾するものとする。

2 市長は、前項の審査により、申請が関係法令、計画又は本要綱に適合しないと認める場合、理由を示して収集の開始、変更又は終了を拒否するものとする。ただし、浜松市行政手続条例第7条第1項ただし書きに該当する場合はこの限りではない。

(ごみ収集承諾の取消)

第6条 市長は、ごみ集積所の適正な管理がなされていないと認めるときは、当該ごみ集積所の収集の開始および変更の承諾を取り消すことができる。

第2章 一戸建住宅地のごみ集積所

(戸数の基準)

第7条 一戸建住宅地のごみ集積所は、10戸から50戸に1箇所の設置を基本とする。ただし、市長が認める場合はこの限りでない。

(一戸建住宅地のごみ集積所の基準)

第8条 一戸建住宅地のごみ集積所の基準は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

- (1) 見通しの悪い道路に面していないなど、ごみ集積所からのごみ収集に当たり安全が確保できる場所であること。
- (2) ごみ集積所からごみを収集車両に直接積み込むため、ごみ集積所が公道に接しており、収集車両の停車位置との間に障害物がないこと。
- (3) 収集車両が道路交通法（昭和35年法律第105号）第44条第1項に規定する駐車禁止区域に駐車せずにごみを直接積み込むことができる場所であること。
- (4) 交通量が多い道路又は道幅が狭い道路等の車両のすれ違いが困難な道路に面した場所でないこと。
- (5) 私道を通らずに収集車両が通り抜けできる場所であること。
- (6) ごみ集積所は、許可業者が収集するごみ及び事業系一般廃棄物並びに産業廃棄物が混入しない独立した区画構造とすること。

第3章 共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所

(共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所の設置)

第9条 共同住宅を建築しようとする者及び宅地開発をしようとする者は、ごみ集積所の設置について自治会と協議するものとする。

2 住戸10戸以上の共同住宅を建築しようとする者及び10区画以上の宅地開発をしようとする者は、ごみ集積所の設置について自治会と協議するものとする。

うとする者（以下「事業者」という。）は、その敷地内にごみ集積所を設置するよう努めるものとする。ただし、前項により当該ごみ集積所の所在地を区域とする自治会等と協議した結果、周辺にある既存のごみ集積所の使用について同意を得た場合はこの限りでない。

（共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所の設置に係る事前協議）

第10条 事業者又は共同住宅の管理者等は、ごみ集積所を設置し、当該ごみ集積所に排出されたごみの収集を第4条により申請しようとするときは、建築確認を申請する前に、ごみ収集に関する事前協議書（第2号様式）に次の各号に掲げる書類及び図面を添えて提出し、所管事業所等と協議するものとする。

- (1) 付近見取り図（案内図）
- (2) ごみ集積所の配置図
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（共同住宅等のごみ集積所の基準）

第11条 共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所の基準は、第8条を準用する。ただし、市長は、共同住宅における住居建屋内のごみ集積所について、構造上公道に接して設置できない場合、共同住宅を建設しようとする者又は管理しようとする者が計画に基づき当該ごみ集積所から家庭系廃棄物を収集運搬する者の使用可能なごみ台車を備え付けることにより、同条第2号を満たすとみなすことができる。

2 共同住宅及び宅地開発地のごみ集積所は、前項の基準に加え、次の各号のいずれも満たす面積を確保するものとする。

- (1) 資源物（びん、かん及びペットボトルに限る。以下同じ。）排出用コンテナ（以下、「コンテナ」という。）並びにペットボトル及びかん収集用ネットの必要個数を敷地内に並べて設置できること。なお、資源物を収集品目とするごみ集積所の最低面積は、コンテナ（縦50センチメートル×横70センチメートル）を6個（びん3個、かん1個、ペットボトル2個）並べることができる、有効面積2.1平方メートルとする。
- (2) 1世帯（4人家族）の各ごみ収集日に排出するごみ量が45リットルのごみ袋1袋程度であることを勘案して算出した、1世帯当たり0.2平方メートルに当該ごみ集積所利用者の世帯数を乗じて得た面積を確保すること。

（共同住宅の集積所の管理）

第12条 共同住宅の管理者等は次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) ごみの分別区分、排出日時、排出場所、排出方法等を居住者に周知するとともに、違反する居住者に対しては、指導を行うこと。
- (2) ごみ集積所及びその周辺の清潔保持について、居住者に徹底を図ること。

第4章 雑則

（浜松市開発許可指導基準との関係）

第13条 浜松市開発許可指導基準（以下「指導基準」という。）の適用がある開発行為により設置されるごみ集積所については指導基準の適用を優先し、指導基準に規定されない事項については本要綱によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 施行日前から引き続きごみ収集を行っているごみ集積所については、本要綱第5条第1項により承諾されたごみ集積所とみなす。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

ごみ集積所の所在地	所管事業所等
旧中区・旧東区	一般廃棄物対策課 北部収集窓口センター
旧西区・旧北区	平和清掃事業所
旧南区	南部清掃センター
旧浜北区	浜北清掃センター
天竜区（天竜・春野・龍山地域）	天竜清掃事業所
天竜区（水窪・佐久間地域）	水窪・佐久間クリーンセンター

- ・旧中区（浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和5年浜松市条例第5号）の規定による改正前の浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（以下「旧区設置条例」という。）第2条第1項第1号に規定する中区をいう。）
- ・旧東区（旧区設置条例第2条第1項第2号に規定する東区をいう。）
- ・旧西区（旧区設置条例第2条第1項第3号に規定する西区をいう。）
- ・旧北区（旧区設置条例第2条第1項第5号に規定する北区をいう。）
- ・旧南区（旧区設置条例第2条第1項第4号に規定する南区をいう。）
- ・旧浜北区（旧区設置条例第2条第1項第6号に規定する浜北区をいう。）

第1号様式（第4条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

自治会名等
 （団体名）
 申請者 自治会長名等
 （代表者名）
 電話番号



ごみ収集に関する申請書

浜松市ごみ収集に関する要綱第4条の規定により、下記のとおりごみの収集の（開始・変更・終了）を申請します。

ごみ集積所の所在地	浜松市 区
利用戸数	
ごみ集積所の構造物 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 有 (<input type="checkbox"/> 小屋 <input type="checkbox"/> ストッカー <input type="checkbox"/> ブロック囲い <input type="checkbox"/> その他) <input type="checkbox"/> 無
収集を希望する品目 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 全品目 <input type="checkbox"/> もえるごみ <input type="checkbox"/> もえないごみ <input type="checkbox"/> プラスチック製容器包装 <input type="checkbox"/> 資源物 (びん・かん・ペットボトル) <input type="checkbox"/> 特定品目 <input type="checkbox"/> 連絡ごみ
収集 (開始・変更・終了) 希望日	年 月 日
収集 (開始・変更・終了) の理由	

《添付書類》 付近見取り図 (案内図)

※ 2週間前までに事前協議を終えてから申請してください。

収集担当事業所 確認印	
月 日	

第2号様式（第10条関係）

年 月 日

（あて先）浜松市長

住所（所在地）

申請者 氏名（代表者氏名）




（事業主） 電話番号

担当者名

ごみ収集に関する事前協議書

浜松市ごみ収集に関する要綱第10条の規定により、ごみ収集を申請するにあたり、以下のとおり事前に協議します。

事業名又は建物名			
事業の計画地		浜松市 区	
物件用途種別等		住居専用（許可業者収集 有・無）・複合施設（商業施設・病院・その他）	
事前協議者	住所		
	氏名	電話番号	
供用後管理者	住所		
	氏名	電話番号	
	体制	管理人（常駐・非常駐・在駐なし）	
階数	地上 階、地下 階	入居予定	戸（人）
物件完成予定日	年 月 日	集積所面積	m ² × 箇所
使用開始予定日	年 月 日	ネット収集	ペットボトル・かん
集積所構造	屋内・囲い・ストッカー	開口部	幅 cm・高さ cm
台車等備付	なし・かご台車 [台] ・その他 () [台]		
錠の有無	なし・あり [形状:] ※鍵が必要な物は不可		
収集を希望する品目 (該当項目に☑)	<input type="checkbox"/> 全品目 <input type="checkbox"/> もえるごみ <input type="checkbox"/> もえないごみ <input type="checkbox"/> プラスチック製容器包装 <input type="checkbox"/> 資源物（びん・かん・ペットボトル） <input type="checkbox"/> 特定品目 <input type="checkbox"/> 連絡ごみ		
自治会確認欄	上記のごみ集積所の設置について同意しました。 自治会名 自治会長名 		

《添付書類》付近見取り図（集積所までの動線・転回スペース・車両全高制限に掛かる工作物を明記した案内図）、ごみ集積所の配置図（事業系廃棄物置場等との区画分離を明記した図）

【浜松市記入欄】

収集担当事業所		確認欄
意見欄		